

事務連絡
令和3年5月14日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

高齢者接種の前倒しに伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加交付について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、希望する高齢者に、7月末までに各自治体が2回のワクチン接種を行っていただくべく、国としても様々な対応を行っているところです。

今般、希望する高齢者への接種を7月末までに完了させる計画により必要となる、ワクチン接種体制の確保に要する追加的経費について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として追加交付することにより、各自治体の取組を前倒しし加速していただきたいと考えています。

つきましては、別添のとおり所要見込み額調査を行うこととしますので、現在の接種計画を変更し、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を完了させる自治体におかれては、別添に従い、所要見込み額調査を提出いただくようお願いいたします。

(別添)

○本調査の報告の対象となる市町村

現在の接種計画を変更し、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を完了見込みの市町村（以下、「接種計画変更」は、高齢者へのワクチン接種完了を8月以降または未定としていた計画を7月末までに前倒しして完了するための接種計画の変更を指す。）

○本調査の報告対象となる経費

接種計画変更に伴い、令和3年4月～7月末までに追加で発生する経費（具体的には以下のような経費等を想定）

- ①施設を借り上げるための借上料、既に借り上げた施設のキャンセル料
- ②医療人材派遣・紹介会社に支払う委託料等
- ③協力金
- ④高齢者の交通支援
- ⑤警備費、電気代、清掃費、ワクチン接種予約システムの改修費、広報費

○本調査の報告対象とならない経費

- ・令和3年2月1日に実施した所要見込み額調査に計上し、3月3日事務連絡においてお示しした上限額に含まれる経費
- ・上記上限額には含まれないが、接種計画変更に伴い追加で発生したものではない経費

○報告期限、方法

市区町村：別紙所要見込み額調査表に必要事項を記載し、管轄の都道府県へ提出
都道府県：調査表を取りまとめの上、令和3年5月31日（月）までにメール（yoboseshu@mhlw.go.jp）にて厚生労働省健康局健康課予防接種室へ提出

○留意事項

- ・提出期限は厳守してください。
- ・今回の取組は、高齢者接種の前倒しに伴う至急の対応であるため、過剰に見込むことのないよう所要額を精査してください。
- ・令和3年5月7日事務連絡のとおり、都道府県が設置する大規模接種会場に要する経費は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により補助する予定であるため、経費が重複することのないよう、都道府県が設置する大規模接

種会場での実施を踏まえた所要見込みとしてください。

○今後のスケジュール

5月14日（金） 事務連絡発出

5月31日（月） 接種計画変更に伴う所要見込み額調査の提出

6月中旬 接種計画変更に伴う上限額通知

6月末日途 接種計画変更に伴い生じる追加経費の交付決定

夏頃 接種計画変更以外で生じる追加経費について、別途、所要見込み額調査を実施予定

）

既に示している上限額（3月3日）のうちの未交付分の交付決定並びに別途調査する接種計画変更以外で生じる追加経費の上限額通知及び交付決定